

当会のノートパソコン紛失に関するお詫びとご報告. 4

この度は、お取引先をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

新たにお伝えできる内容として、下記のとおりご報告申し上げます。新たな事実をふくめ公表すべき事項が確認された場合には、改めてお知らせいたします。

● PC のメーカー修理・修復について

2025 年 4 月 15 日

当該 PC 回収後に通電しなかったため、当会よりメーカーに修理・修復を依頼。

本体が浸水していたことをメーカーが確認。

マザーボード以外の部品を交換。

※マザーボードも交換が必要でしたが、職員貸与の際に、ビットロッカーの回復キーを当会が管理していなかったため、マザーボードは交換することができませんでした。

2025 年 4 月 25 日

当会へ PC 返却、通電しないことを確認。

● 二次被害又はその恐れの有無

PC 発見後ではございますが、通電しない状況のため、漏えいの可能性と二次被害、又はその恐れの有無を判断することができません。

2025 年 4 月 25 日

メーカーとは別の専門業者へ、Windows のログイン記録を取得するためのデータ復旧を依頼いたしました。データ復旧の可能性は厳しいとの見解ですが、可能な限りの作業を依頼いたしました。データ復旧の可否は、概ね 4 週間程度の時間を要するとのこと。

また、当会が保有するメールアドレス(3 ドメイン)を手掛かりに、データの外部漏えいを検知する専門業者へ検証と確認を依頼いたしました。

多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますが、状況がわかり次第、追ってご報告いたします。

以上

この度は、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせ：加藤・綿貫 <https://www.healthnet.or.jp/form1111.html>

日健会第 2421 号
2025 年 4 月 15 日
一般財団法人 日本健康文化振興会
理事長 佐藤 元彦

当会のノートパソコン紛失に関するお詫びとご報告. 3

この度は、お取引先をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

新たにお伝えできる内容として、下記のとおりご報告申し上げます。新たな事実をふくめ公表すべき事項が確認された場合には、改めてお知らせいたします。

- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）への追加報告

2025 年 4 月 14 日（月）新たに判明した内容（内容等）の追加報告

- 個人情報保護委員会への追加報告

2025 年 4 月 11 日（金）新たに判明した内容（内容等）の追加報告

2025 年 4 月 15 日（火）新たに判明した内容（件数・発見）の追加報告

個人情報保護委員会より、特定個人情報が含まれる可能性がある場合は、別途報告する必要がある連絡を受け、当会より 2025 年 4 月 11 日（金）報告いたしました。

「個人情報保護法上の報告」につきましては、個人情報保護委員会より当会が連名にて報告することにより、お取引先様が個人情報保護委員会へ報告することの省略は可能との見解を頂いております。こちらにつきましては、個人情報保護法第 26 条第 1 項及び同法施行規則第 8 条第 1 項に基づき、「事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項を報告しなければならない」ため、報告内容等について別途ご相談させていただきます。

- 概要（PC 発見）

発見日時: 2025 年 4 月 15 日（火） 午前 10 時 15 分頃

発見方法: インターネット検索サイト「神奈川県警察落とし物・忘れ物検索」

保管場所: 神奈川県警 戸部警察署

拾われた日付: 2025 年 3 月 17 日（月） 午後 12 時 30 分頃

拾われた場所: 神奈川県横浜市店舗 地下精算機前（紙袋に PC のみが入っていた。施設係員により発見され、神奈川県警 戸部警察署に届けられた。）

各地の警察署や鉄道関係の遺失物を確認していたところ、「神奈川県警察落とし物・忘れ物検索」にて、紛失した PC とシリアル番号が合致するノートパソコンが保管されていることを確認。直ちに当該職員と付添いのために当会職員が現地へ向かい、同日 PC を回収いたしました。

帰社後、漏えいの可能性を確認するためにランスコープによる検証を予定しておりましたが、残念ながら、動作確認（電源を入れること、充電すること）ができませんでした。

2025 年 4 月 15 日、当会よりメーカーに対して、修理・修復の依頼をいたしました。

● 概要（紛失の経緯）

当会は、2025 年 3 月 17 日に当該職員より PC 紛失の報告を受け、紛失した PC の中に個人情報保存されている可能性を確認した 2025 年 3 月 21 日に、個人情報保護委員会へ速報を報告し、2025 年 3 月 27 日に「当会のノートパソコン紛失に関するお詫びとご報告」をホームページ掲載いたしました。

概要確認と原因究明のため、当該職員の報告書における時系列等の確認を継続し、当会が可能な限り行った調査、弁護士立会いのもとに行った当該職員への事実確認の結果および、それを元に得られた客観的証拠を精査いたしました。

2025 年 4 月 2 日付け「当会のノートパソコン紛失に関するお詫びとご報告.2」においては、2025 年 3 月 17 日の出勤時に紛失した旨ご報告しておりましたが、これらの調査結果として、当該職員は 2025 年 3 月 14 日（金）昼頃、当会から PC を持ち出し、翌日 3 月 15 日（土）頃までの間に PC を紛失した可能性が高いことが確認されており、事実関係についてのご報告を訂正させていただきます。

なお、これらの事実関係を前提として、当会では警察及び鉄道会社を含む関係各所へ被害届及び遺失物届を提出し、並行して PC 搜索活動を行いました。

● 概要（保存されていたデータ）

個人情報保護委員会へ中間報告として報告済の内容は以下の通りです。

① 特定個人情報

対象となるもの：当会役職員、顧問、外部関係者

個数：21 名

② 要配慮個人情報 1

対象となるもの：委託元 7 社

個数（人数・件数）：約 5,300 件

内容：委託元が実施した健康診断の結果入力代行業務を当会が受託し、お預かりした際の健診結果データや、当会が提供するストレスチェック受検後のデータ

要配慮個人情報 2

対象となるもの：当会役職員

個数（人数・件数）：4 名

内容：記録関係書類

③ 個人情報 1

対象となるもの：当会役職員、外部関係者

個数（ファイル数）：約 2,200 件 ※確認中

内容：住所、氏名、電話番号を含む人事情報、採用関係を含む履歴書・職務経歴書

個人情報 2

対象となるもの：当会が実施するストレスチェック受検者

個数（人数）：約 400 名

内容：氏名、フリガナ、生年月日、性別、事業所名、メールアドレス

個人情報 3 ※紐づく健診結果（要配慮個人情報）はありません。

対象となるもの：当会が実施する日帰り人間ドック、生活習慣病検診、定期健診 A・B、
婦人科健診、巡回健診を申し込まれたみなさま

個数（人数）：2021 年度から 2022 年度の健診申込者様 171,472 名

※延べ人数ではなく、複数年度受診の場合は統合しています

内容：氏名、フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話・携帯電話番号、事業所名
または健康保険組合名称と保険証記号・番号、健診予約内容
メールアドレス（10,202 名分）

当該職員は 2023 年 10 月 20 日頃、自席のデスクトップ型パソコン入れ替えの際、旧デスクトップ型パソコンのバックアップデータを作成し、同時期に、この度紛失した PC が貸与され、当該職員は保有していたバックアップデータを PC にも保存していました。そのため、現在に至る数年間、作業記録や更新記録のない要配慮個人情報や個人情報を含むフォルダやファイルが PC に含まれていたことが確認されました。

また、特定個人情報を含む人事データ類が PC に保存されていた原因は、当該職員が閲覧可能な権限を持つ職員であり、自宅で業務をするために保存していたことを確認いたしました。

● 二次被害又はその恐れの有無

PC 発見後ではございますが、このような状況のため、漏えいの可能性と、二次被害又はその恐れの有無を判断することができません。多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますが、メーカーでの修理・修復の結果がわかり次第、追ってご報告させていただきます。

● 本人への対応の実施状況

漏えいの可能性に該当されるお取引先、受診者様、対象者様には、当会を語る不審な連絡にはご注意くださいようお願い申し上げるとともに、今後、当会より個別に本事案をお知らせする準備と、電話等お問い合わせ窓口設置の準備を検討しております。

● 再発防止策

本事案を大変重く受け止め、基本的なことではありますが、個人情報取扱事業者として、個人情報の取扱いに関する職員の意識を高めるよう、教育を徹底いたします。

具体的には、情報セキュリティ研修の実施、紛失時の対応手順・リスク・事例を再教育、定期的なルールの見直しと啓蒙、セキュリティポリシーの定期更新と社内通知の徹底、紛失発覚時の即時報告ルールの徹底です。加えて、当会内での個人情報のダウンロード等に関する規程を見直し、個人情報を管理徹底するとともに、全職員に対し、本事案を踏まえた漏えいリスクを研修テーマに取り入れた教育・指導を行い、より一層の危機意識をもって再発防止に努めてまいります。

恒久的再発防止策として、技術面でのセキュアなリモートワーク環境の構築、Direct Cloud BOX（ダイレクトクラウドボックス）の容量を増やし、情報管理のクラウド化など、早期導入を検討しております。

暫定案として、当会が貸与するノート型パソコン（以下「ノート PC」と言います。）に対し下記対応を行いました。

- ・ノート PC 全台、持ち出し禁止
- ・BitLocker（Windows）や File Vault（Mac）でノート PC 全台のディスクを暗号化
- ・Windows 機能でデバイスの正確な地理的な場所を判断する位置情報サービス設定を「オン」
- ・リモートロック・ワイプ機能として、LANSCOPE Endpoint Manager（旧 Lan Scope cat）に加え、2025 年 3 月 24 日より随時ノート PC 全台へ LANSCOPE cloud（旧 Lan Scope An）を追加
- ・ノート PC 全台の「ダウンロード」フォルダと「ゴミ箱」に格納されたデータの削除期間を「14 日後に削除」設定
- ・クラウドストレージ利用によるローカル保存禁止策として、当会が貸与するノート PC がオンラインストレージサービス Direct Cloud BOX（ダイレクトクラウドボックス）を社外で使用する際の二要素認証通知送信先を、当会が貸与するスマートフォンのメールアドレスへ変更予定

以上

この度は、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせ窓口：<https://www.healthnet.or.jp/form1111.html>

当会のノートパソコン紛失に関するお詫びとご報告. 2

この度は、お取引先様をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

新たにお伝えできる内容として、お問合せいただきました内容に対する回答形式で、下記のとおりご報告申し上げます。現在もデータの確認作業を継続しておりますので、今後も公表すべき詳細事項が確認された場合には、改めてご報告いたします。

記

● 個人情報保護委員会への報告はどのようなものか

2025/3/21（金）専用 WEB サイトの専用フォームより速報を報告済

大変恐縮ではございますが、一部のお取引先様には「個人情報保護法上の報告」が必要です。当該報告につきましては、個人情報保護委員会より当会が連名にて報告することにより、該当するお取引先様から個人情報保護委員会への報告を省略可能との見解です。こちらにつきましては、別途ご相談させていただきます。

● 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）への報告はどのようなものか

2025/3/21（金）JIPDEC の報告用専用 WEB サイトの不具合があり、JIPDEC へ問い合わせ。

2025/3/24（月）JIPDEC 指示のもと、専用報告書（ワード形式）を入手し、アップロードにて速報を報告済

● 発生から報告（日健会第 2418 号）までに時間を要した理由は

当該職員の初回報告では「個人情報等のデータが含まれていない」とのことでした。

しかし、事実確認のため当該 PC のログ情報を確認していたところ、報告とは異なる内容が 2025/3/20（木）に確認されました。

本事案は PC 本体を紛失したため、事実確認にはランスコープのログより、ファイル名やフォルダ名の確認作業が必要となり、時間を要しました。

● PC に含まれていたデータの何が該当するのか

現在、確認できた内容の内、個人情報保護法上の報告に該当する内容は下記の通りです。

これらの詳細な数は、確認完了次第、改めてご報告いたします。

- ① 要配慮個人情報：ヘルスネット事業と異なるサービスの委託元よりお預かりしたもの
(委託元 7 社 ファイルまたはデータ数約 5,300 件)

- ② 個人情報：現在確認中を含む健診対象者や受診者情報
- ③ 当会役職員情報：特定個人情報、要配慮個人情報を含むもの

現段階で、要配慮個人情報の漏えいの可能性に該当するお取引先様には、当会よりご連絡させていただきました。

現段階で確認できた内容を基に判断させていただきますが、ご連絡を差し上げていないお取引先様には、要配慮個人情報の漏えいの可能性に該当しないと思われます。

個人情報漏えいの可能性に該当するお取引先様、受診者様、対象者様には、当会を語る不審な連絡にはご注意くださいようお願い申し上げるとともに、今後、当会より個別に本事案をお知らせする準備をすすめて参ります。

● 紛失はどのような意味か

当会では、PC を社外に持ち出す場合、事前に申請をする必要があります。また、データの保存先をダイレクトクラウドボックスのみに限定しています。

しかしながら、当該職員はこれらを怠っていたにも関わらず、自宅で一部の業務を行う目的で、2025/3/14（金）の退勤時に当該 PC をカバンに入れ持ち帰りました。その後、2025/3/17（月）の出勤時に、カバンの紛失にいたしました。

警察へ届け受理された内容は盗難が含まれる「被害届」です。また、警察からの情報を含め、現時点で当該 PC を含むカバンの所在は不明です。

本事案の時系列につきましては、最終確認中のため別途ご報告申し上げます。

● 紛失時の P C の状況は

シャットダウンされた状態です。

Windows11 のビットロッカーと、ログインには当会規程のパスワードがかかっています。

● 仮に、第三者が PC にログインした場合、社内ネットワークへの接続は可能か

当会ネットワークは、外部からの接続を許可しておりません。そのため社内ネットワークへの接続は困難と思われます。外部サービスである「ダイレクトクラウドボックス」「けんしんナビ」「office365」の当該職員アカウントは停止済みです。

● 申込サイト「けんしんナビ」の運用

ご利用様がログインする際、ログイン ID・パスワードと、ワンタイムパスワードの 2 要素認証を用いているため、第三者によるアカウントの乗っ取りは不可能であると判断いたしました。が、なりすまし防止のため、ご利用様のお申し出によるメールアドレスの変更受付を中止し、変更は新規会員登録を必須とする運用のみに変更いたします。

● 個人情報等の取扱い

当会では、PMS 研修を行い、「規程 3432 安全管理措置規程」を設けています。

詳細は、監査の報告内容としてご報告済です。

この度は、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。
当会といたしましては、本事案を大変重く受け止め、厳重な管理を徹底するとともに、全職員
に対する教育・指導の再徹底を行い、より一層の危機意識をもって再発防止に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ窓口：<https://www.healthnet.or.jp/form1111.html>

日健会第 2418 号
令和 7 年 3 月 27 日

関係者各位

一般財団法人 日本健康文化振興会
理事長 佐藤 元彦

当会のノートパソコン紛失に関するお詫びとご報告

この度、当会職員の業務用ノートパソコン 1 台（以下 P C といいます）を入れたカバンを紛失するという事案が発生いたしました。

このような事態を招き、お取引先様をはじめとする関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

本件に関する経緯及び対応につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

1. ノートパソコン紛失の経緯

2025 年 3 月 17 日（月）の出勤時、当会職員が所持するカバンを紛失しました。当該職員は直ちに警察への届け出、関係各所への問い合わせをいたしました。

カバンの中には当会が職員に貸与している P C が入っており、P C 紛失に至りました。

2. 紛失したノートパソコンに保存されている個人情報等について

職員からの報告を受け、当会は導入している LANSCOPE（ランスコープ）を用いて当該 P C 内に要配慮個人情報を含む個人情報が保存されていた事を確認いたしました。

3. セキュリティについて

当該 P C の起動にあたっては、使用者本人の指紋認証（不可の際は Windows でのパスワード認証）が設定されています。

4. 今後の対応と再発防止策

現時点において、当該 P C に保存されていたデータの第三者への漏洩等は確認されておりませんが、引き続き警察を含む関係各所への協力と情報収集に努め、P C の搜索と情報漏洩の監視に努めてまいります。また、更なる事実が判明した際には改めてご報告いたします。

当会といたしましては、今回の事案を重く受け止め、より厳格な管理体制を確立するまでは P C の社外持ち出しを禁止いたしました。また、厳重な管理を徹底するとともに、全職員に対する教育・指導の再徹底を行い、再発防止に努めてまいります。

なお、本件は個人情報保護法に基づき個人情報保護委員会、プライバシーマーク制度運営機関の一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）へ報告済みです。

本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人日本健康文化振興会

お問い合わせ窓口：<https://www.healthnet.or.jp/form1111.html>

いただきましたお問い合わせは、日本健康文化振興会 (privacy@healthnet.or.jp) より、
メール返信にて順次回答させていただきます。

そのため、ご連絡までにお時間を要する場合がございます。誠に勝手なお願いではございますが、ご理解ご容赦のほどお願い申し上げます。

以上